

軽減税率・標準課税の対象品目について

18-010号
通巻:190

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

そこで、簡単ではありますが、軽減税率と標準課税の対象品目について列挙していこうと思います。

軽減税率(8%)の対象品目

軽減税率が適用されるのは、次に挙げる対象商品になります。

「酒類」「外食」「ケータリング・出張料理等」を除く飲料食品、定期購読の契約をした週2回以上発行される新聞となっております。

1. 一体資産の取り扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります。)

2. テイクアウト・出前等

テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、単なる飲食料品の譲渡であり軽減税率(8%)の対象となります。以下のようなものが該当します。

※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

○牛丼屋・ハンバーガー屋店のテイクアウト
○そば屋の出前
○屋台の軽食(テーブル・椅子等の飲食設備がない場合)
○有料老人ホーム等での食事の提供
○コンビニの弁当・惣菜(イートインコーナーのある場合であっても持ち帰りの容器に入れられて販売される場合は軽減税率の対象)

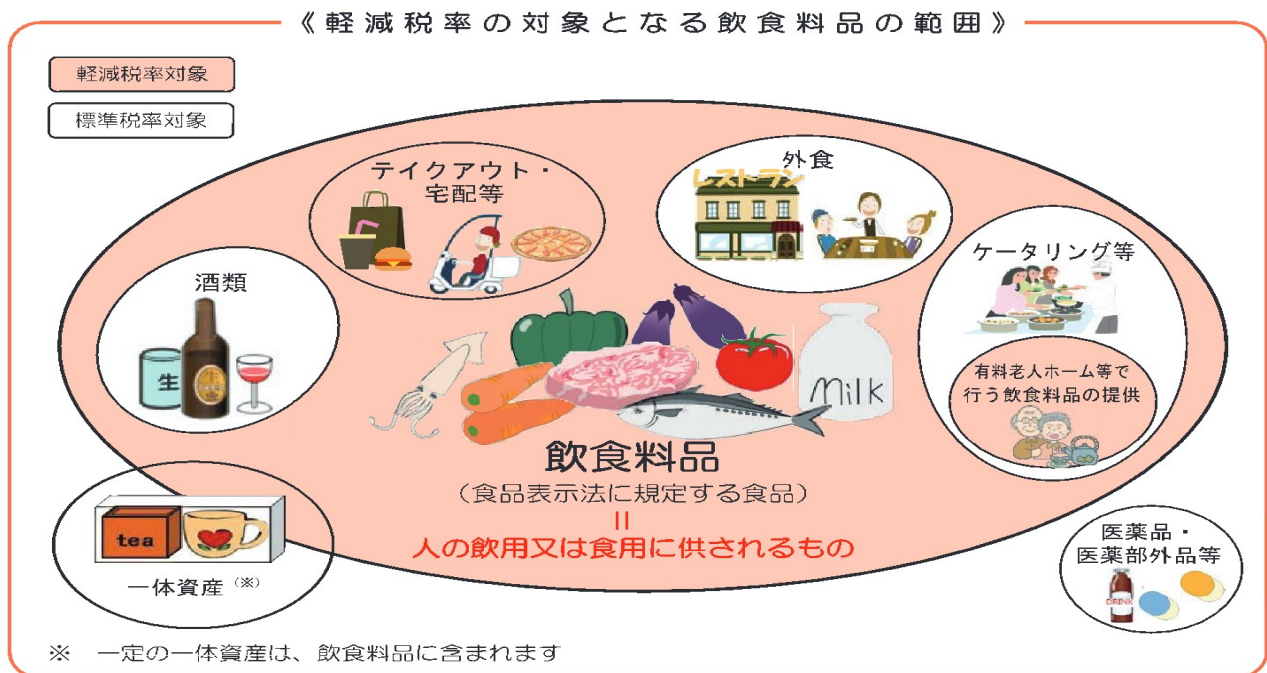
標準課税(10%)の対象商品

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

外食とは…飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供が標準税率(10%)となります。以下のようなものが該当します。

ケータリング等とは…相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供が標準税率(10%)となります。

○外食
○牛丼屋・ハンバーガー店・そば屋・ピザ屋・寿司屋等での「店内飲食」
○フードコートでの飲食
○ケータリング・出張料理等
○コンビニのイトインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品(例:トレイにのせて全席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)



参照: 国税庁

今回初めてクラージュビジネスニュースを担当致しました岡と申します。経験が浅くまだまだ未熟者ですが、皆様に名前を憶えて頂けるよう職務に励む所存です。

軽減税率制度は業種にかかわらず、全ての事業者に影響があります。消費税の申告を行うため売上・仕入を適用税率毎に区分して記帳する等の経理を行って頂く必要があります。

クラージュ総合会計事務所 岡 樹